

平成21年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領

制定	平成19年3月14日	18総合第1734号
改正	平成20年2月1日	19総合第1591号
改正	平成20年11月28日	19総合第1591号
改正	平成21年1月27日	19総合第1591号
改正	平成21年2月4日	20総合第1843号
改正	平成21年3月31日	20総合第1843号
改正	平成21年5月22日	21総合第264号
改正	平成21年6月4日	21総合第264号

第1 総則

以下の事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

- 1 食農連携体制強化事業
- 2 食品産業支援情報発信機能強化事業
- 3 食農連携機能高度化支援事業
- 4 農水産物機能性活用推進事業
- 5 地域食品ブランド育成・管理支援事業
- 6 食品産業構造調査
- 7 食農連携促進技術対策事業
- 8 地域食品産業の技術開発力向上支援事業
- 9 外食産業・農業等連携ビジネス確立等事業
- 10 食品産業事業継続計画整備促進事業
- 11 食品産業HACCP等普及促進事業
- 12 食品産業表示推進事業
- 13 食品企業信頼確保対策推進事業
- 14 食品産業CO₂削減促進対策事業
- 15 食品廃棄物発生抑制推進事業
- 16 食品循環資源経済的処理システム実証事業
- 17 容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業
- 18 バイオマスプラスチック容器包装再商品化システム検討事業
- 19 外食産業バイオマス利用実験事業
- 20 東アジア食品産業海外展開支援事業
- 21 効率的食品流通取引基盤確立推進事業
- 22 食品小売機能高度化促進事業
- 23 新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業
- 24 地域流通モデル構築支援事業（地域流通効率化タイプ）
- 25 食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業
- 26 食品流通高付加価値モデル推進事業
- 27 新規米加工品需要開発事業
- 28 海外日本食優良店普及促進事業
- 29 食育推進事業のうち主食摂取増進対策事業
- 30 国産原材料供給力強化対策事業のうち食品製造業者等原料農産物調達円滑化事業

- 31 地産地消・産直緊急推進事業のうち仮設型直売システム普及事業
- 32 食農連携機能高度化対策事業
- 33 食農連携促進施設整備事業
- 34 食品循環資源品質維持体制整備事業
- 35 食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業
- 36 地域流通モデル構築支援事業（商店街活性化タイプ）
- 37 地産地消・産直緊急推進事業のうち米飯学校給食回数増加支援事業

第2 趣旨

別表1のとおりとします。

第3 事業内容

別表1のとおりとします。

第4 応募団体の要件

本事業に応募ができる者は、民間団体（法人格を有しない団体を含む。以下「団体」とします。）とし、以下の要件をすべて満たすものとします。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50条）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御注意下さい。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画をもち、かつ、事業を的確に実施できる能力をもつ団体であること。
- 2 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力をもつ団体であること。（定款、寄附行為、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。）
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」とします。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

ただし、東アジア食品産業海外展開支援事業における中小企業等技術実証支援及び共同技術実証支援にあつては、成果の適切な利活用を図り、事業効果の波及に努めること。

また、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。

第5 補助対象経費の範囲

別表1のとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

また、所要金額については千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても所要金額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設（第1に掲げる事業のうち30の「農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）別記2-2及び33の「食品産業競争力強化対策事業実施要領」（平成20年3月31日付け19総合第1744号農林水産事務次官依命通知）別記2に掲げる補助対象経費を除く。）及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料整理、補助、資料の収集等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間・日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 3 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に支出される経費
- 5 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。）
- 6 その他本事業の実施上、必要性が認められない経費

第7 補助金額

補助金額については別表1のとおりとし、この範囲で事業実施に必要となる経費を助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります。（第14の6を参照）

第8 補助率

別表1のとおりとします。

第9 事業実施期間

平成21年度の各事業の交付決定の日から平成22年3月31日までとします。

第10 申請書類の作成及び提出

1 課題提案書等の作成

(1) 事業に係る課題提案書（別紙様式1-1）

提案の内容は、別表1の趣旨、事業内容及び補助対象経費の範囲に即した適当なものであること。

- ① 応募者に関する事項（別紙様式1-2）
- ② 取組内容に関する事項（別紙様式1-3）
- ③ 経費内訳書（別紙様式1-4）

補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書

なお、上記、課題提案書以外に添付する個別様式については別表1のとおりとします。

- (2) 応募者の概要（団体概要等）がわかる資料（パンフレット等）
 - ① 応募者が民間企業にあっては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書
 - ② 応募者が民間企業以外の者にあっては、定款又は寄付行為及び直前事業年度の決算（事業）報告書ただし、①又は②に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料とします。
- 2 課題提案書等の提出期限等
課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数等については、各事業ごとに別途公示に記載します。
- 3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項
 - (1) 課題提案書等は様式に沿って作成すること。
 - (2) 課題提案書等に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、公募要領等を熟読の上、注意して作成願います。
 - (3) 課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
 - (4) 課題提案書等の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む）とし、やむを得ない場合には、持参も可能としますが、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。
 - (5) 課題提案書等を郵送する場合は、簡易書留、配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって下さい。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、提出期限までに必着するようにして下さい。
 - (6) 提出後の課題提案書等については、資料の追加、差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却は致しませんので、ご了承下さい。
また、秘密保持には十分配慮します。
 - (7) 課題提案書等は、第1に掲げる事業毎に一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出して下さい。

第11 補助金交付候補者の選定

1 審査方法

提出された課題提案書等については、事業担当課等において書類確認及び事前審査、課題提案会を行った後、別に定める審査基準に基づき、外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「委員会」とします。）において審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」とします。）を選定するものとします。

2 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

(1) 書類確認

提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問い合わせさせていただきます。

なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前審査

事業担当課において、事前審査を実施します。

(3) 課題提案会

課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総務課の各担当者等から質疑を受けるものとします。(旅費は提案者負担とさせていただきます。)

なお、通知を受けたにもかかわらず、また、特段の事由もなく課題提案会に出席しなかった場合は、辞退したものとみなします。

(4) 選定審査委員会

事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。

3 審査の観点

審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果、事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に審査します。

4 審査結果の通知

審査結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに採択された補助金交付候補者及びそれ以外の応募者に対して通知する予定です。

審査結果の通知については、選定した補助金交付候補者には補助金交付の候補者となったことをお知らせするもので、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。

採択の後、補助金の交付の決定がされた事業実施主体については、提案名、概要、事業実施主体名、予定事業費、補助金額を農林水産省のホームページ等で公表する予定です。

なお、委員会の議事及び審査内容は非公開とします。また、審査委員は、委員として取得した一切の情報を善良な管理者の注意義務をもって管理し、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと等、秘密保持を遵守することが義務づけられています。

審査の経過、審査内容は通知しません。

第12 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等

事業の採択決定後、事業実施主体は、国の指示に従い速やかに事業の実施及び補助金の交付に必要な手続きを行うこととなります。

事業の実施及び補助金の交付に必要な手続きについては、別表1に掲げる実施要領、交付要綱及び運用通知(以下「要領等」とします。)に従い、補助金の交付を受けるために提出することとなっている事業計画書、交付申請書(以下「申請書等」とします。)を事業担当課まで提出していただきます。総合食料局において審査した後、問題がなければ交付決定通知を發出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

事業実施主体は、これら要領等を遵守し、責任を持って事業を実施していただ

きます。

また、要領等については、平成21年度補正予算（第1号）成立を前提としているため、変更されることがあります。

第13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助金等）へ申請を行っている場合、申請段階（採択が決定していない段階）で、この事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、採択の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第14 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、要領等を遵守し事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行って下さい。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」及び「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」に基づき、適正に執行するものとします。
- (2) 事業実施主体は、補助金に係る経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を、当該事業実施主体の会計部局等において実施して下さい。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部局等に補助金の経理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認められた者（ただし、学生は除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めて下さい。

3 評価

本事業終了後、事業成果の評価を行います。

評価は、事業成果の波及効果や活用状況等に関する追跡評価（事業成果の発表状況、特許等の知的財産権の出願・登録状況等に関する評価）について行います。

なお、本事業は単年度予算であることから、複数年にわたった事業計画のものであっても各年度毎に公募を行い、継続して採択するかを審査します。

また、年度終了時点で、事業実施主体から提出される報告書及び必要に応じて行われるヒアリングに基づき、当該事業が採択に当たっての申請内容、補助金の交付決定の内容及び条件に従って確実に実施されているかどうか確認を行います。

4 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産」とします。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。（事業代表者には帰属しません。）

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への使用はできません。）
- (2) 取得財産のうち1件あたりの取得価額が50万円以上のものについて、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付等については、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

5 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（以下「特許権等」とします。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、以下の条件を守っていただきますので、その旨ご了解していただいた上でご応募願います。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、以下の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で、当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と委託する団体との間での事業の成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行って下さい。

6 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴う収益が生じた場合は、要領等に従い収益の状況を

報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

7 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後に要領等に基づき必要な報告を行なっていただきます。（農林水産省は、報告のあった事業成果を、事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。）本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めて下さい。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出して下さい。

第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項は公示で定めます。公示は、原則30日間、農林水産省内1階と6階の掲示板、及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 調達情報・公表事項 > 補助事業参加者の公募、URL <http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に合わせて、事業担当課等は公募開始等の周知に努めることとします。

附則（平成21年2月4日）

（施行期日）

第1 この平成21年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領は、改正日から施行する。

（経過措置）

第2 改正前の平成20年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領（以下「旧公募要領」という。）第1の31から33の次に掲げる事業については、旧公募要領の規定は、なおその効力を有する。

- 1 農商工連携施設整備事業
- 2 食品流通機能合理化・高度化支援事業
- 3 米加工品信頼回復対策事業

附則（平成21年3月31日）

（施行期日）

この平成21年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領は、改正日から施行する。

附則（平成21年5月22日）

（施行期日）

この平成21年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領は、改正日から施行する。

附則（平成21年 6 月 4 日）

（施行期日）

この平成21年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領は、改正日から施行する。